

第5回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループの概要

2024年12月2日開催

2024年12月4日

第5回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ（以下「WG」という）では、第4回WGの議論を踏まえ、**有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示における論点とサステナビリティ保証制度**について議論が行われました。前回のWGでは、保証範囲は保証適用義務化から一定期間は温室効果ガス排出量のScope1・2のみを対象とする、とされていましたが、第5回WGでは、保証適用義務化から2年間は温室効果ガス排出量のScope1・2、ガバナンス及びリスク管理を保証範囲とする案が事務局より示されました。また、保証業務の担い手の登録要件や義務責任、保証基準等を議論するため「サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ」を新たに設置することが提案されました。

サステナビリティ開示基準の導入における第5回WGでの論点

- サステナビリティ情報の開示における論点
 - ・ セーフハーバーについて
 - ・ 確認書について
- サステナビリティ保証制度について
 - ・ 保証の範囲について
 - ・ 保証の担い手について
 - ・ サステナビリティ情報に対する保証制度の方向性

サステナビリティ情報の開示における論点

■ セーフハーバーに関する検討の方向性

第4回WGでは、温室効果ガス排出量のScope3に関する定量情報について、企業の積極的なサステナビリティ情報の開示を促すため、セーフハーバーの対象に追加する案が事務局より示され、概ね委員の賛同を得ました。

第5回WGでも、基本的には第4回WGで提案した開示ガイドラインによる対応を行うことを前提に、適用対象や適用要件について、法律改正の要否も含め、引き続き検討していく方向性が事務局より示されました。

委員からは、事務局の提案した方向性に賛同する意見が多く示されましたが、開示ガイドラインでの対応にとどめずに法改正によりセーフハーバーを明確にするのが望ましい、という意見や、米国SEC規則案の水準まで適用要件等を緩和すべきという意見が示されました。

参考：第4回WGでの事務局提案

- 温室効果ガス排出量のScope3に関する定量情報が事後的に誤りであることが発覚したとしても、以下を両方満たす場合には虚偽記載等の責任を負わないことを、開示ガイドラインを改正し解釈を明確化する案が事務局より示されました。
 - ・ 統制の及ばない第三者から取得した情報を利用することの適切性（含：情報の入手経路の適切性）や、見積りの合理性について会社内部で適切な検討が行われたことが説明されている場合
 - ・ その開示の内容が一般に合理的と考えられる範囲のものである場合

■ 確認書に関する検討の方向性

第4回WGでは、経営者の有価証券報告書の作成責任の明確化の観点から、金融商品取引法上の確認書の記載事項の追加が事務局から提案されました。これに対し、委員からはさまざまな意見が示されました。

第5回WGでは、前回の議論を踏まえて、確認書による確認の範囲は、有価証券報告書の記載内容全体に及んでいるものの、記載事項が限定的であることから、有価証券報告書に「将来情報の入手経路」、「見積り等の適切性を検討し、評価するための社内手続」を記載することが事務局から提案されました。さらに、情報開示に対する代表者等の責任の範囲の明確化を図るため、上記の社内手続（例えば、開示手続を整備していることや開示手続の実効性を確認したこと等）の代表者の役割と責任に関する事項を、確認書の記載事項とすることが事務局から提案されました。

また、事務局より、2023年4月7日に企業会計審議会 内部統制部会から公表された「[財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）](#)」においても、「会社代表者による有価証券報告書の記載内容の適正性に関する確認書において、内部統制に関する記載の充実を図ることを検討すべきではないか。」との問題提起が行われており、これにもつながってくるとの考えが示されました。

委員からは、経営者の情報開示に対する責任を明確化する観点から、確認書への記載は重要であり事務局提案に賛同する、という意見や、サステナビリティ情報は財務情報と異なる性質の情報を多く含むため、将来情報の入手経路や見積り等の適切性を検討し評価するための社内手続やその体制構築について有価証券報告書や確認書で開示することで、信頼性の高い情報開示が進むなどの意見が複数示されました。一方で、現状、確認書は有価証券報告書の記載内容全体に及んでいることから、個別の記載事項の追加は不要とする意見や、確認書への記載が形式的になること懸念する意見なども複数示されました。

サステナビリティ保証制度について

■ 保証の範囲について

第4回WGでは、保証の範囲について、保証義務化から一定期間は温室効果ガス排出量のScope1・2のみを対象とし、保証水準も当初は限定的保証とする案が事務局から示されました。委員からは、段階的な拡大はやむをえないとしても、諸外国の制度と見劣りしない制度にすべき、といった意見や、一定期間とはいえScope1・2のみは範囲として狭く、ガバナンスやリスク管理なども保証の対象とすべき、という意見、Scope3こそ保証が必要であるため、保証範囲は全てとすべき、といった意見などが示されました。

第5回WGでは、前回の議論を踏まえて、時価総額3兆円以上、1兆円以上、5,000億円以上のそれぞれについて、保証義務化から2年間は保証範囲をScope1・2とガバナンス及びリスク管理とし、3年目以降は、国際動向等を踏まえて継続して検討する案（図表1「サステナビリティ制度のロードマップ」参照）が事務局より示されました。

委員からは、事務局案に賛同する意見が複数示されました。また、制度導入から一定期間を2年としたこと、保証の範囲をScope1・2からガバナンス、リスク管理に広げた点については、賛同する意見が複数示されましたが、3年目以降については、SSBJ基準全体に対し原則として保証すべきである、という意見や、国際動向の収れんも不明な状況であり、作成者、保証業務提供者の予見可能性を高めるうえでは、早期に保証範囲の検討を進める必要がある、などの意見も示されました。

■ 保証の担い手について

第4回WGでは、保証業務の実施者を公認会計士以外も含む制度（Profession-agnostic）にするか否かについて、委員の意見が分かれました。

第5回WGでは、これを踏まえて、保証の担い手等について事務局より以下の方向性が示されました。

保証の担い手

- サステナビリティ保証業務を公正かつ的確に遂行するに足る体制が整備されていることを条件に、監査法人に限定されないprofession-agnostic制度とする
- 保証業務実施者の保証の質を確保するための登録制度を導入（制度の円滑な導入のための仕組みも含む）する
- 保証の質を確保するため、監査法人であるか、その他の保証業務提供者であるかにかかわらず、義務・責任、倫理・独立性など、制度上同等なものとする

保証基準

- 質の高いサステナビリティ保証業務が提供されるための環境を整備するため、国際的な保証基準を参考にしつつ、我が国において保証基準を作成する

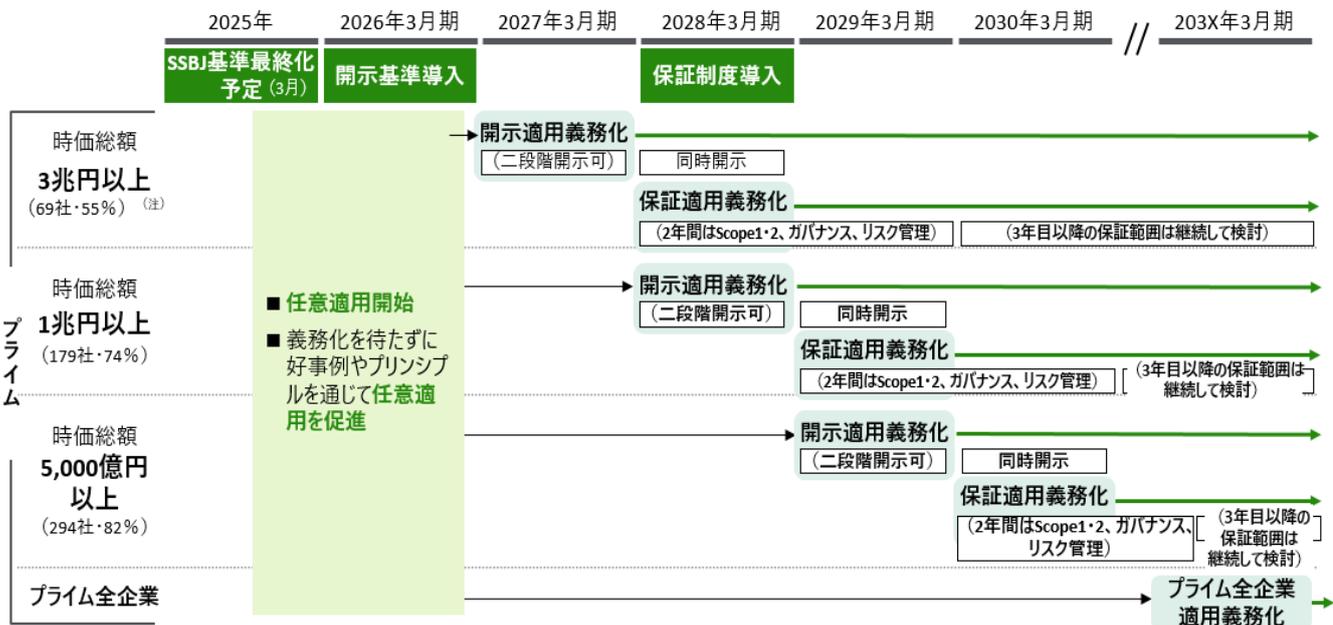
検査監督、自主規制機関

- 監査法人であるか、その他の保証業務提供者であるかにかかわらず、検査監督、自主規制は同じものとする

委員からは、上記事務局案に賛同する意見が複数示されました。なお、委員から保証業務の詳細（法定開示として財務諸表とのコネクティブ性を踏まえ信頼性をどう担保すべきか、保証報告書の記載をどうするか、保証基準や倫理基準をどうするか等）についてさまざまな意見が示されました。また、すでにprofession-agnosticの枠組みで国内法制化が完了しているフランスの制度を参考にしてはどうか、という意見もありました。これらについては、「サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ」を新たに設置して（詳細は下記「サステナビリティ情報に対する保証制度の方向性」をご参照ください）引き続き議論がされる予定です。

図表1 サステナビリティ保証制度のロードマップ

- 保証業務実施者は、新たな登録制度の下で登録を受けた監査法人又はその他の保証業務提供者を想定
また、保証業務実施者が必要に応じて、外部専門家を活用することも考えられる
- 保証水準は限定的保証とし、今後、実務の状況や海外の動向等を踏まえ、合理的保証への移行の可否について検討
- 保証範囲は保証義務化から2年間はScope1・2、ガバナンス及びリスク管理とし、3年目以降は国際動向等を踏まえ継続して検討



スタンダード・グロス市場上場企業、非上場有価証券報告書提出会社については、任意適用の促進により、開示を底上げ義務化された保証範囲に限定されない任意の保証に係る制度上の位置付けについては、国際動向等を踏まえて検討
(注) 時価総額に応じた適用社数とカバレッジ（Bloomberg及びJPX公表統計の2024年3月29日時点の情報から作成）

出所：金融庁ウェブサイト 第5回WG事務局説明資料（2024年12月2日）をもとにトーマツ作成

■サステナビリティ情報に対する保証制度の方向性

第5回WGでは、有価証券報告書におけるサステナビリティ保証制度の今後の方向性の前提として、質の高い保証業務の提供が必要であり、そのためには当面の間、以下のような環境整備が必要との考えが事務局より示されました。

図表2 質の高い保証業務が提供されるために必要な環境整備（イメージ）

登録制度 登録要件	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 保証の質を確保するための登録制度を導入（制度の円滑な導入のための仕組みも含む） ➢ サステナビリティ保証業務を公正かつ的確に遂行するに足りる体制整備
業務制限・業務	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 監査法人であるか、その他の保証業務提供者であるかにかかわらず制度上同等なもの
保証水準	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 国際的な保証基準を参考にしつつ、我が国において保証基準を作成
倫理・独立性	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 監査法人であるか、その他の保証業務提供者であるかにかかわらず制度上同等なもの
検査・監督 自主規制	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 監査法人であるか、その他の保証業務提供者であるかにかかわらず同じもの

※ フランスでは個人に対する登録要件も定められている

※ 罰則その他の責任については、作成者側のセーフハーバーの議論等も踏まえて今後検討

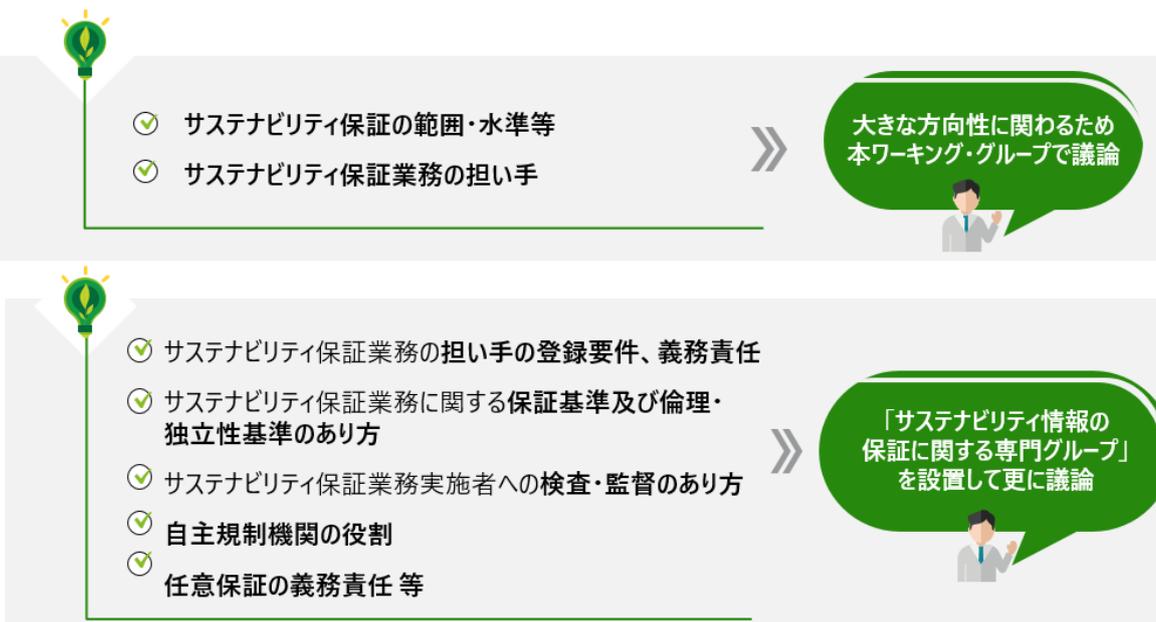
「サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ」を設置して更に議論
（図表3 今後の検討の進め方）参照

出所：金融庁ウェブサイト [第5回WG 事務局説明資料（2024年12月2日）](#) をもとにトーマツ作成

環境整備にあたって、将来の法改正の検討が必要な事項など具体的な事項については、「サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ（以下「保証に関する専門G」という）」を新たに設置して、議論することが事務局より提案され、委員からも賛同を得ました。

事務局より、今後の進め方として、サステナビリティ保証の範囲・水準等や、保証業務の担い手など、大きな方向性に係る事項は本WGで検討し、それ以外は保証に関する専門Gで検討する方向性が示されました（図表3 今後の進め方参照）。

図表3 今後の進め方



出所：金融庁ウェブサイト [第5回WG 事務局説明資料（2024年12月2日）](#) をもとにトーマツ作成

参考：金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」（第5回）議事次第：金融庁

関連記事：

[第4回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループの概要（その1 サステナビリティ開示基準の導入における論点）](#)

[第4回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループの概要（その2 保証制度の方向性）](#)

[主要な国・地域におけるサステナビリティ情報の開示に関する規制動向](#)

サステナビリティ開示・保証の最新規制動向

日本・ヨーロッパ・南北アメリカ・アジアパシフィックにおけるサステナビリティ開示・保証の規制に関する最新動向を取りまとめています。

有限責任監査法人トーマツ

〒100-8360 東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

<http://www.deloitte.com/jp/audit>

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイトアジアパシフィックリミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツリスクアドバイザー合同会社、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイトトーマツグループ合同会社を含む）の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約2万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト、www.deloitte.com/jpをご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイトトウシュートマトリミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を含みます。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTLおよびDTTLの各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

デロイトアジアパシフィックリミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイトアジアパシフィックリミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジアパシフィックにおける100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの革新と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの45万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.comをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイトトウシュートマトリミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生し得る損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2024. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMSそれぞれの認証範囲はこちらをご覧ください
<http://www.bsigroup.com/clientDirectory>